

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	2年間 ¹ ：対象地域の住民及び教育機関の災害及び気候変動への対応能力が向上する
(2) 事業の必要性（背景）	<p>(ア) 事業実施国における開発ニーズと防災事業との関連性</p> <p>ベトナムは、海岸線が約 3,400 キロに伸びており、世界の中でも気候変動の影響を最も大きく受ける国のひとつと言われている。UNDP (2012)によると、ベトナムは、1990 年から 2010 年の 20 年の間に年間平均で 6.5 回の台風・季節嵐に見舞われ、74 回の洪水が発生している²。1993 年から 2012 年間の自然災害による死者数は 392 名（同期間世界 13 位）にのぼり、自然災害により年間平均 23 億米ドルの GDP に相当する損失を被っている。</p> <p>この状況を受け、ベトナム政府は 2007 年に「自然災害に対する緊急対応、防災、災害リスク削減のための国家戦略³」を策定した。この戦略は、それまであくまで緊急対応に特化していた政策から、災害から学び、防災を通じた災害そのものの予防（災害から学び、災害被害を抑止・軽減する予防対策を行い、次の災害に備える）に移行したという点で非常に重要な意味を持つ。また、2009 年に世界銀行の出資で実施した自然災害管理事業の終了を機に、ベトナム政府は初めてコミュニティ主体の防災・減災に特化した国家プログラム（CBDRM1002/プログラム 1002⁴。以下「プログラム 1002」とする）を立ち上げ、草の根レベルの災害予防と災害被害削減に取り組み始めた。しかしながら、例えば 2012 年に開始した国家プログラムでは対象省が 10 省⁵、コミュニティ数も 100 コミュニティ（各郡で 7 コミュニティのみ）と対象地域が限られているのが実情である。10 省は一つのプロジェクトがカバーするエリアとしては大きいですが、ベトナム全土（63 省）のわずか 15%をカバーしているのみである。加えて 10 省全てが中部に集中しており、南部メコンデルタは対象外となっている。コミュニティ主体の防災・減災はまだ新しい取り組みであり、担当する農業農村開発局の行政官の知識、技術レベルはいまだに低く、実質的には多くの実務を NGO や国際機関など外部からの支援に頼らざるを得ない状況である。従って、上記 2007 年のベトナム政府による新政策以降も、未だ目覚ましい効果⁶は出ていない。</p> <p>(イ) 持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性</p> <p>当事業は、SDGs が掲げるいくつかの目標に合致している。強靱性や気候変動の影響のための緊急対策を謳う目標 11（ターゲット 11.5、11.b）や目標 13（ターゲット 3.1、3.2、3.b）は、当事業目標とも直結しており、当事業を通じて対象地域において確実に成果をあげること、さらに当事業を通じてコミュニティレベルで実施しうるモデル事業を作ることは、これら SDGs 目標の達成に貢献すると考える。</p>

	<p>(ウ) 申請事業の必要性</p> <p>ドンタップ省ホングー郡は、台風やサイクロン、竜巻など突発的な自然災害や塩害だけでなく、毎年、雨季の増水による洪水が数カ月続くような慢性的な災害リスクが高い地域である。2011年から2014年にドンタップ省で洪水により命を落とした人は74名にのぼる。この内、6割から7割が子どもであると報告されており、子どもの死因のほとんどは水死であった。特に2011年及び2013年の洪水による死亡数は多く、24名がそれぞれの年で亡くなっている⁷。</p> <p>死に至らなくとも、毎年子どもの水の事故は報告されており、将来的に大きな被害が出る可能性は否めない。2015年10月に当会が実施した現地調査における省教育訓練局からのヒアリングによると、洪水による死者の死因のほとんどは水死であり、しかもその被害には子どもが多く含まれていることが分かっている。「子どもの水害リスク」が高い地域⁸というのも、当事業対象地域の大きな特徴の一つである。また、コミュニティでの現地調査によると、高齢者や障がい者、妊産婦など子どもと同様に水害リスクが高い人々が一定数存在しており、確実に子どもと同様の水害リスクにさらされていることが判明している。</p> <p>こうした災害のリスクを減らしていくにはどうすればよいのか。その解決の糸口は国際協力機構（以下 JICA）が技術協力事業で実施中である「災害に強い社会づくりプロジェクト・フェーズ 2⁹」の報告書（14年8月）の中に教訓としてまとめられている。報告書の中では、「長期的に災害に強い社会をつくるためには、中央政府からの指示に従うトップダウンの従来の防災でな</p>
--	--

¹第1年次の目標としては、「対象地域の災害・気候変動対応能力の向上のため、災害管理を担う人材が育成され、災害管理体制が立ち上がる」ことを想定している。

²http://www.vn.undp.org/content/dam/vietnam/docs/Publications/Final%20MARD%20DRR%20CCA%20guideline_Eng.pdf

³ National Strategy for Natural Disaster Prevention, Response and Mitigation toward 2020

⁴ Community Based Disaster Risk Management (CBDRM) とはコミュニティの人々が災害に対する脆弱性を減らし、且つ彼らの災害対応への能力強化を行うため、主体的にリスクの認知、分析、対処、モニタリング・評価に従事するプロセスの事を指す。CBDRMではコミュニティの人々が意思決定と活動の実施の中核をなすという概念に基づいている。この概念が2009年7月に発表された Prime Minister Degree によって国家プログラムとして承認された。この国家プログラムを1002プログラムと呼ぶ。

⁵世界銀行が2012年に支援を開始した“Managing Natural Hazards Project (MNHP)”という総額約99億円の防災、気候変動事業。尚、ドンタップ省はこの10省の中に入っていない。

⁶例えば上記政府の政策策定後、2007年にベトナムを襲った台風 Lekima は、被災者数31万人を超える大惨事となり、多くの人々が命を落とし、生活の基盤を失った。その後も2008年には2つの巨大台風 (Kammuri 及び Hangupit) が到来して130万人が被災し、続く2009年にも Ketsana, Miriane という2つの台風が同時発生し、その被災者数は160万人以上に上った。2010年には中部ベトナムにおける大洪水 (被災者63万人)、2011年にはメコン川流域における洪水 (被災者41万人)、2012年には台風 Son tinh が到来し、被災者40万人が出た。

⁷ 政府中央洪水・台風管理委員会の2011年のデータによると、2000～2009年における災害による死者数はメコンデルタにおいてドンタップ省が最も高くなっている。更に、ベトナム国内において最も災害による死者数が多い省トップ6省 (クアンガイ省、イエンバイ省、クアンナム省、ラオカイ省、フーイエン省、ドンタップ省) の中にドンタップ省は含まれている。

⁸ 2014年のドンタップ省全体の子どもの水の事故数は56件であり、このうち6歳～15歳の被害は18名 (32%)、6歳未満の子どもの被害は38名 (67%) であった。

⁹ ゲアン省、ハティン省、クアンビン省で実施。(2013年8月26日から2016年8月25日)

	<p>く、地域社会が主体的に活動を展開していく防災・減災の取り組みが不可欠である」ことが指摘されている。これはベトナム政府も国家政策として推進する CBDRM の枠組みそのものであるが、10 月に実施した現地調査の結果をまとめると、事業地においては、①防災・減災がコミュニティ主導の形で実施されていない（CBDRM の取り組みが十分に各地方のコミュニオンにまで行き渡っていない）、②子どもを含めた災害弱者の災害リスクを減らす取り組みが不十分であり、政府の対応が追い付いていない、のが実情である（別添 1：課題の詳細参照）。</p> <p>（エ）外務省の国別援助方針との統合性</p> <p>日本政府の対ベトナム国別援助方針¹⁰では、重点分野の「(ロ)社会・生活面の向上と格差是正」の中で、当事業の対象地を含むメコンデルタ地域の貧困地域も重視し、「洪水をはじめとして災害被害の大きい地方農村部住民の人間の安全保障の観点から、中央及び地方の行政機関やコミュニティの防災対応能力の強化、防災インフラ整備や 災害時の緊急支援について、重点地域を含む必要な地域において積極的に取り組む」ことを掲げている。当事業は、CBDRM の概念に基づきコミュニティの住民が主体的に災害対応や予防に関する意思決定や防災・減災の活動実施に取り組むことにより、現地の状況やニーズに適した持続的な防災・減災活動を実施することを通し、災害による子どもの被害をなくすことを目指している。</p>
<p>（3）事業内容</p>	<p>当事業では、住民及び子どもたちが防災や気候変動に関する正しい知識を習得した上で、防災計画の策定に参加し、コミュニティ主体の防災・気候変動対応を実践することを目指す。また対象地域の行政官の災害及び気候変動への持続的な対応能力が向上することも目指し、2 年間の計画で以下の活動を行う。</p> <p>なお、本申請事業の活動は、村長、副村長、人民委員会委員長などから構成される自治体、および、この自治体のメンバーから選出される自然災害対策委員会委員と緊密に協力して実施する。</p> <p>活動 1：災害弱者に配慮したコミュニオン主体の防災管理体制の確立</p> <p><2 年間の活動></p> <p>1.1 <u>コミュニオンの自然災害対策委員会の役割の見直し（同委員会が、緊急救援だけでなく、防災・減災の取り組みも実施していくよう、同委員会の役割を明確にする）</u></p> <p>1.2 対象コミュニオンにおける自然災害対策委員会へのプログラム 1002（①CBDRM、②参加型災害リスク・対応能力調査、③防災計画策定ワークショップ）の ToT 研修の実施及び各コミュニオンの住民への ToT ワークショップの実施</p>

¹⁰ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/pdfs/viet_0907.pdf

	<p>1.3 各コミュニティでの災害リスク・対応能力調査の実施及び災害弱者（高齢者、妊産婦、障がい者）に配慮した防災計画の策定</p> <p>1.4 災害弱者に配慮した災害リスクマップ¹¹の作成</p> <p>1.5 各コミュニティの緊急救援メンバーへの防災対策に対する応急手当研修及び関連備品の整備（研修の実施、救急箱・救命衣・救命浮き輪、担架の配置）</p> <p>1.6 村における緊急時警報システムの整備</p> <p>1.7 各コミュニティの災害リスクの軽減のための橋や校舎などの修繕（救援ポート設置、避難道路の修復等）</p> <p><第1年次の活動></p> <p><u>1.1 コミュニティの自然災害対策委員会の役割の見直し（同委員会が、緊急救援だけでなく、防災・減災の取り組みも実施していくよう、同委員会の役割を明確にする）</u></p> <p>事業の持続性を考慮し、新規に組織を立ち上げるのではなく、既存の自然災害対策委員会の枠組みを利用する。現在の自然災害対策委員会の職務は、緊急救援のみとなっていることから、職務の中に新たに防災・減災の活動を加え、防災・減災の活動が正式なコミュニティ自治体の職務であるという共通認識を築く。また、自然災害対策委員会は人民委員長などの行政メンバーが中心となっているが、ここに女性同盟等からのメンバーを加え、緊急連絡先や体制など、防災・減災に関する相談がある場合は、より住民のニーズに応える形で、適宜委員会メンバーに報告、相談しやすい体制をつくる。</p> <p><u>1.2 対象コミュニティにおける自然災害対策委員会及び行政官へのプログラム1002（①CBDRM、②参加型災害リスク・対応能力調査、③防災計画策定ワークショップ）のToT研修の実施及び各コミュニティの住民へのToTワークショップの実施</u></p> <p>自然災害対策委員会メンバーを含む自治体メンバー及び省及び郡の教育訓練局及び農業農村開発局行政官30人へのToT研修¹²を実施する。同研修では、セーブ・ザ・チルドレン防災担当スタッフ及びベトナム赤十字から招く講師が3日間のToTを行う。研修では基本的な防災・気候変動の知識を提供するだけではなく、省及び郡、コミュニティが現在抱える災害リスクや脆弱性を分析しながら、防災や気候変動について具体的に考えていく機会及び、以後講師として災害リスク分析・防災計画策定を担っていくためのワークショップを実施し、現地での取り組みをモニタリング、技術指導を実施していくためのノウハウを提</p>
--	--

¹¹ 避難経路を整備するだけでなく、地図にして実際の避難経路に合わせて周辺のリスクを書き込む事により、災害時に考えられるリスクや災害時の避難経路を視覚化する目的を持つ。

¹² 省の行政官においては、世銀の防災事業（WB4）の技術研修を受けた行政官も存在しており、それらの行政官を当研修のトレーナーとして活用していくことも検討していく。

供する。また、ジェンダーや子どもの保護など災害時において避難、誘導のリーダーとなる自治体メンバーや行政官が考慮すべき視点の習得や、ファシリテーション技術の向上も図る。研修実施後は、当研修を受けた参加者が講師となり、各コミュニティの住民に同様の研修を実施していくよう働きかけていく。更に、同活動では各コミュニティや行政の現行の災害対応能力を把握した上で、各コミュニティレベルでどのような災害リスクが存在しており、生業の多様化を含む必要な対応策についてコミュニティ内で話し合うことを目的としている。これらの情報は当事業で作成する各コミュニティの防災計画の元となる。リスク調査には各コミュニティの自然災害対策委員会（自治体メンバー、女性同盟スタッフ等）、ToT 研修で育成した省・郡の農業農村開発局の行政官及び教育訓練局の行政官が参加し、コミュニティにおいて災害時に最もリスクが高い地区、及び災害が起きた際に被害を最も大きく受ける災害弱者（妊婦や子ども、高齢者など）を特定する。また、普通の大人では見えない災害弱者目線での災害リスクを知るため、調査に各村の子どもの代表が加わり、子どもの視点から子どもが良く遊ぶ場所、過去に危険を感じた場所等に関し、発言する機会を設け、調査結果に子どもの視点が十分に反映されるように配慮していく。調査結果は、ミーティングで各コミュニティの住民に共有し、住民の意見を反映させる。

1.3 各コミュニティでの災害リスク・対応能力調査の実施及び災害弱者（高齢者、妊産婦、障がい者）に配慮した防災計画の策定

1.2 の ToT 研修に参加した省及び郡の教育訓練局及び農業農村開発局行政官及び自然災害対策委員会のメンバーが講師となり、各コミュニティでの災害リスク・対応能力調査を行い、その調査結果に基づき、各コミュニティの防災計画を自然災害対策委員メンバー及び住民が中心となり作成する。また、調査の過程で 1.2 のワークショップで特定された災害弱者を中心に、高齢者グループ、障がい者及びその家族のグループ、妊産婦・乳幼児の母親などのグループそれぞれに集ってもらい、これまでの災害時の過ごし方、危険を感じる場所、避難時に何が必要になるかなどのお話し合いを行う。話し合いの結果は自治体メンバーに共有し、防災計画に反映させる。完成した防災計画は、定期的に行われる村の定例会で周知される。

1.4 災害弱者に配慮した災害リスクマップの作成・周知

上記のワークショップで得た情報を基に、災害弱者の視点が活かされた災害リスクマップの作成を自然災害対策委員とコミュニティ住民が共同で各コミュニティにおいて行う。リスクマップには各コミュニティの避難経路や避難方法も合わせて掲載する。完成したリスクマップは、村の掲示板に掲示し、定期的に行われる村の定例会で周知される。

	<p>1.5 <u>各コミュニティの緊急救援メンバーへの防災対策に対する応急手当研修及び関連備品の整備（研修の実施、救急箱・救命衣・救命浮き輪、担架の配置）</u></p> <p>上記のリスク調査、災害弱者との対話に基づき、コミュニティ内に必要最低限の備品の配布を行う。また、赤十字から講師を招き各コミュニティの自治体メンバーなどの緊急救命の手法（応急処置、人工呼吸等）に関する研修を行う。</p> <p>活動2：学校における安全な教育環境づくり</p> <p>学校における安全な環境づくりのための枠組みとしては、対象校（小学校 15 校、中学校 6 校）において、セーブ・ザ・チルドレン・ベトナムがユニセフと協働してベトナム教育訓練省と進めている防災・減災のための「包括的な学校の安全」¹³がある。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしてはその実践及び継続実施をするため、具体的な活動として、2年間で以下の活動を行う。</p> <p><2年間の活動></p> <p>2.1 省及び郡レベルの行政官、各校代表に対する「包括的な学校の安全」ワークショップを進行するための ToT 研修の実施</p> <p>2.2 各校の教職員に対する「包括的な学校の安全」ワークショップの実施</p> <p>2.3 学校防災対策委員会の立ち上げ、及び学校における災害リスク対応能力調査の実施及び学校の防災計画の作成</p> <p>2.4 災害管理及び気候変動対応を授業及び課外授業で取り上げるための教員への ToT 研修の実施</p> <p>2.5 子ども防災クラブの立ち上げ及び活動の実施</p> <p>2.6 緊急時の避難システム（場所、経路、誘導體制等）を含んだリスクマップ作成のための研修</p> <p>2.7 学校へのプールの設置及び水泳教室の開催</p> <p>2.8 生徒に対する防災に関する啓発活動及び避難訓練</p> <p>2.9 災害リスク削減のための活動（土嚢の設置、学校施設の修復など）</p> <p><第1年次の活動></p> <p>2.1 <u>省及び郡レベルの行政官、各校教職員の代表に対する「包括的な学校の安全」ワークショップを進行するための ToT 研修の実施</u></p> <p>同 ToT 研修では、各校で実施研修を行うための指導者を育成する。「包括的な学校の安全」ワークショップの参加者は、3つの柱で構成される「包括的な学</p>
--	--

¹³ セーブ・ザ・チルドレンやユニセフなど教育クラスターのイニシアティブにより世界各地で推進されている同「包括的な学校の安全」は、①安全な学習施設（安全な場所、建物、維持管理など）、②学校の防災管理体制（防災マニュアルの整備、緊急学校継続計画の策定など）、③防災教育（教員研修、カリキュラムへの統合、教員研修、子どもクラブを含む課外活動の実践など）の3つの柱で構成される。

校の安全」の基本概念、及び実践のためのアセスメント、防災・緊急対応計画の策定、実行、評価について学ぶ。

また当会がこれまで防災事業を行ってきた小中学校から代表者を招き、防災管理体制、防災教育についての経験を共有し、好事例や課題を紹介する。

2.2 各校の教職員に対する「包括的な学校の安全」ワークショップの実施

上記 ToT 研修の受講者が、各学校において、教職員を対象に「包括的な学校の安全」の実地研修を実施する。

2.3 学校防災対策委員会の立ち上げ、及び学校における災害リスク対応能力調査の実施及び学校の防災計画の作成

学校管理職職員、教員、保護者、自治体メンバー、生徒の代表者で構成される学校防災対策委員会を立ち上げる。同対策委員会が主体的に災害リスクのアセスメント、計画の策定、実践、評価を行うことにより、コミュニティの視点、災害弱者の視点、子どもの視点が計画、実践に反映されるようにする。各校の学校防災対策委員会のメンバーは、上記 2.1 の「包括的な学校の安全」研修に参加したメンバーを中心に、同研修で学んだ知識をもとに、学校の災害リスクや防災体制についてのアセスメントを行い、子どもの災害リスクに配慮した防災・緊急対応計画（防災管理体制、教員研修や防災計画、災害発生時の体制と対応等）を策定する。

2.4 災害管理及び気候変動対応を授業及び課外授業で取り上げるための教員への ToT 研修の実施

教員が、授業及び子どもクラブなど課外活動において、防災教育を実施するための研修を実施する。研修では、防災、気候変動に関する知識、同知識の教授法について学ぶ。

2.5 子ども防災クラブの立ち上げ及び活動の実施

子どもたちが、主体的に楽しく学び、防災に対する意識を高め、自分たちの問題として考え、行動できるよう、課外活動として、子ども防災クラブを立ち上げる。まずは、子どもたちが主体的に子ども防災クラブの活動・運営を行えるよう同クラブの中心メンバーとなる子どもを対象に防災・気候変動の基本的知識、及びクラブ運営についてのノウハウに関する研修を実施する。同研修では、子どもが主体となって、学校内や地域で啓発活動を行っていくための、プレゼンテーションの作り方・仕方や企画の立て方など具体的なスキルも学んでいく。啓発活動では、Child-to-child アプローチを用いて子どもから子ども、子どもから地域住民へ学びを広げていくことで、子どもの意欲、行動力を引き出していく。子ども防災クラブのメンバーの子どもを中心に、活動 2.4 の研修を

受けた教員から活動内容や運営方法に関しアドバイスやサポートを受けながら、勉強会や啓発キャンペーンなどの活動を子どもたちが主体的に行っていく。

2.6 緊急時の避難システム（場所、経路、誘導體制等）を含んだリスクマップ作成のための研修

調査で把握した学校周辺に潜むリスクを地図の中に書き込み、学校周辺のリスクマップを作成する。リスクマップの中に災害時に避難する経路や誘導體制も書き込み視覚的に緊急避難の際に何に気を付け、どうリスクを避けて避難していくのかが分かるようにする。

活動3：行政官の能力育成

<2年間の活動>

- 3.1 省及び郡関係者との事業立ち上げ・事業計画策定ワークショップの開催
- 3.2 関係行政による事業運営委員会の形成、同委員会へ事業管理研修の実施
- 3.3 事業モニタリング・システムの開発
- 3.4 同委員会メンバーによる活動視察、スタディツアーの実施
- 3.5 当事業におけるコミュニティ主体の防災・減災の取り組みの優良事例の文章化
- 3.6 当事業終了前に事業のふり返りの会合、評価会議

<第1年次の活動>

3.1 省及び郡関係者との事業立ち上げ・事業計画策定ワークショップの開催
防災・減災の担当行政（農業農村開発局、教育訓練局）や対象コミュニティ・対象村の代表者、対象校の代表者を対象に当事業に関する説明会を実施し、事業内容、事業計画について説明し、参加者との協議の機会を設け、事業実施に係る基本的な合意と協力体制の形成を図る。なお、既に省政府、郡政府とは2015年10月に直接話し合いを行い、これら関係者は当事業の実施に高い意欲を見せている。10月の訪問以降も定期的に連絡を取っており、早期の事業開始に協力的である。

3.2 関係行政による事業運営委員会の形成、同委員会へ事業管理研修の実施

当事業の実施運営及び事業のモニタリングを中心に担う行政側の機関として、事業運営委員会を省及び郡レベルで立ち上げる。事業運営委員会は、直接のカウンターパートとなる教育訓練局を中心とし、農業農村開発局、女性同盟などをメンバーとする。当活動では、事業運営委員会に対しプロジェクト・マネジメントの考え方及び計画、実施、評価の手法に関する事業管理研修を実施する。

	<p>事業運営委員会は、事業の進捗を省レベル、郡レベルで管理し、コミュニケーションレベルで起きている問題を適宜共有して、問題解決のためのアドバイスを提供する機能を果たす。なお、同委員会メンバーは、省・郡レベルの教育訓練局、農業農村開発局で構成されるため、当事業の実施中だけでなく、完了後も継続的に、各担当業務において当事業実施を通じて学んだ知識やノウハウを生かしていくことが期待される。</p> <p>3.3 事業モニタリング・システムの開発</p> <p>各行政の現実（人員、資金、時間）に即したモニタリング・システムの整備を行う。具体的には、簡易モニタリング・フォームの作成、データベースの作成、モニタリング手法の決定、実践を行う。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p>当事業は、行政官やコミュニンの住民の防災・減災の知識・技術改善などのソフト面だけでなく、第2年次では減災活動の一環として、災害時に倒壊などの危険性がある建物や橋の補修などを含んでいる。こうした活動は事業完了後に現地政府に移管され、継続されるよう、案件形成時から事業対象地の関連行政機関と協議の上、2年間の事業計画を立てている。コミュニティの防災・減災に関しては国家プログラム 1002 に沿う形で当事業の形成を行っており、当事業のコミュニティにおける防災・減災の活動は既にベトナム政府の国家プログラムの一部であるという位置づけから、当事業終了後はベトナム政府が当事業を引き継ぎ、引き続き事業のフォローアップの中で必要な技術指導を行っていくことが期待できる。学校ベースの防災に関しては、各学校内で防災教育を実践していくことを通じ、防災教育の必要性を教員や学校管理職が理解し、防災教育が授業や課外授業の中で取り上げられると考えられる。</p> <p>当会は 2011 年の東日本大震災以降、5 年間にわたり、被災地 4 県において、子ども参加型の災害に強い町づくり、子ども関連施設の建設、防災備品の提供、防災教育教材の開発、教員研修、学校・学童保育施設・放課後子どもクラブ・地域での防災学習・訓練などの防災・減災の活動を行ってきており、この東日本大震災復興支援事業での経験をアジアの中所得国での防災事業へ生かしていくことは、日本で得た知見や経験を世界に発信していくという意味でも非常に重要である。</p> <p>また、当会はハノイに存在する防災管理ワーキンググループ¹⁴の中心的なメンバーである。ベトナムで行われる災害緊急救援や防災事業はこのワーキンググループが中心となって取りまとめを行っており、情報発信はもとより、各事業で作成した教材や防災管理のアプローチも可能な限り統一し、援助の効率性の向上と、ベトナムの防災事業全体の質向上にも貢献している。当事業は2年間の限られた期間に限られた事業地域で実施する事業ではあるが、当事業で培</p>

¹⁴ 国際機関、教育訓練省、農業農村開発省、主要 NGO で構成されている。緊急救援時や DRR 事業を行う際の調整の役割を果たす。

	<p>われた知見や教訓はこのワーキンググループを通じて他団体にも共有され、当事業終了後も他団体の他地域における事業にも引き続き活用されていく可能性が高く、当事業の効果の面的広がりも大きく期待できる。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>2年間共通の期待される成果は以下の通り。</p> <p>【期待される成果】</p> <p>成果 1: 事業対象の 6 コミューンにおいてコミュニティベースの災害管理システムがプログラム 1002 に沿う形で強化される。</p> <p>成果 2: 事業対象地の公立小中学校 21 校において災害管理の仕組みができ、運用される。</p> <p>成果 3: 省及び郡の行政官のコミュニティにおける災害管理のための事業管理運営能力、防災の知識・技術、モニタリング手法が向上する。</p> <p>【裨益者数】(別添 2 参照) 直接裨益者数：約 10,200 人 間接裨益者数：約 78,800 人</p> <p>当事業では、2年間を通じてホングー郡 11 コミューンのうち 6 コミューンにて活動を行う計画であり、これら事業対象地域において事業に裨益する人数を算出しているが、活動 1、2、3 を通して、省レベル、郡レベルの担当行政官を対象にしたコミュニティ・学校主体の防災・減災の指導者育成を行うことから、ドンタップ省の当事業対象地域以外にも、普及していくことが期待される。</p> <p>【上記成果における第 1 年次の達成度を測る指標】</p> <p>指標 1:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.1 全ての事業対象コミュニティ (6 コミューン) において、既存の自然災害対策委員会の役割が、ベトナム政府が推進するコミュニティ防災プログラム (プログラム 1002) に沿って、見直され、防災・減災が含まれるようになる。 1.2 研修を受けた自然災害対策委員会のメンバーの 80% が、コミュニティ防災および気候変動対応に関する基本的な知識¹⁵を有する。 1.3 全ての事業対象コミュニティ (6 コミューン) において防災計画が策定され

¹⁵ 研修の前後に理解度テストを実施、理解度の比較を行うことで、達成度を測り、基本的な知識の向上の指標として用いる。

る。
災害リスク・対応能力調査、防災計画策定への参加を通じて、同計画に関する地域住民への周知が促される。

- 1.4 全ての事業対象コミュニティ（6 コミュニティ）において緊急時の避難経路を示した災害リスクマップが作られる。
地域住民の周知のため、災害リスクマップは、村の掲示板、公共施設に掲示され、村の定例ミーティングで発表される。
- 1.5 研修を受けた緊急救援チームのメンバーの 80%が、応急手当、捜索救難の正しい知識・技術を有する。

指標 1 の確認方法：

防災・気候変動対策活動計画書、活動報告書、研修後の理解度・技能テスト

指標 2：

- 2.1 理解度・技能テストの結果、指導者研修を受けた省・郡の行政官および学校関係者の 80%が、教育訓練省が推進する「包括的な学校の安全」に関する正しい知識を有する。
- 2.2 研修を受けた対象校の教職員の 100%が「包括的な学校の安全」について正しく理解し各学校で実施する。
- 2.3 「包括的な学校の安全」に沿って、全ての事業対象校(21 校)で、防災対策委員会が立ち上がり、全ての対象校において防災計画が策定される。
- 2.4 研修を受けた対象校の教員の 80%が、災害管理及び気候変動対応を授業及び課外授業で取り上げるための正しい知識と技術を有する。
- 2.5 子ども防災クラブなどの課外活動に参加する子どもの 80%が正しい知識を有している。
- 2.6 全ての対象校において緊急避難システムを含んだリスクマップが策定される。

指標 2 の確認方法：

防災、気候変動対策活動計画書、進捗報告書、資機材等の設置状況、研修後の理解度・技能テスト

指標 3：

- 3.1 指導者研修を受けた省・郡の事業運営委員会のメンバーの 80%が、事業管理運営サイクルに関する知識を習得する。
- 3.2 省・郡の行政官より、当事業のモニタリング及び評価計画がドラフトされ、計画通りに実施される。

指標 3 の確認方法：

省及び郡災害対策委員会定例会の議事録、モニタリング・フォーム、事業評価計画